



「PCR検査センター・イン・東久留米」が 開設されました

東久留米市民が利用できます

新型コロナウイルス感染症対策として、PCR検査の拡大が課題となっており、国は集中的に検査を実施する機関の設置などを「基本的対処方針」に示しています。このたび市内にも、東久留米市医師会が運営するドライブスルー方式のPCR検査センターが開設されました。

検査を受けるには、まず市内のかかりつけ医で診察を受けていただく必要があります。診断により検査が必要とされた方のみが、検査の予約ができます。ご自身の判断で、直接、検査会場に来られても検査は受けられません。

心配な症状がある方は、まずは市内のかかりつけ医に電話でご相談ください。

【期間】 6月29日（月）まで平日2時間程度開設（予約制）

【検査会場】 東久留米市スポーツセンター北側駐車場

詳しくは健康課 ☎477・0022 または ☎477・0030 へ。



新型コロナウイルス感染症の受診の目安が 改められました

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が改められました。

以下のいずれかの症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」（連絡先は左下の相談窓口の「症状が出た方・感染した疑いのある方」参照）もしくは、かかりつけ医にご相談ください。

▶ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合は、すぐにご相談ください。

▶ 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患などの基礎疾患があり重症化しやすい方で、発熱やせきなど比較的小さい症状がある場合は、すぐにご相談ください。

▶ 重症化しやすい方でなくても、発熱やせきなど比較的小さい症状が続く場合、特に4日以上続く場合は必ずご相談ください。

▶ 妊婦の方も、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。詳しくは健康課 ☎477・0022 または ☎477・0030 へ。



「自動通話録音機」の貸し出しを行います

新型コロナウイルスに便乗して、ますます増加する特殊詐欺を撃退するために「自動通話録音機」を貸し出します。この機械は電話の呼び出し音が鳴る前に犯人に警告メッセージを流すため、犯人が通話を断念し、被害を未然に防止する効果が期待できます。

【対象者】 市内在住で65歳以上の方 ※すでに貸与されている世帯は除く。

【貸与台数】 100台（先着順。1世帯に1台）

【申し込み方法】 ①6月1日（月）から、防災防犯課 ☎470・7769 にお電話ください。貸与の日時をご相談させていただきます。②6月10日（水）以降ご指定の日時に防災防犯課で貸与します（新型コロナウイルス感染防止のため、例年と配布方法が異なります）

【必要なもの】 身分証明書または公的機関が発行した住所・氏名が確認できる郵便物など

【注意事項】 設置する電話機が迷惑防止機能付の場合は設置できません。また、設置はご自身でお願いします

詳しくは防災防犯課 ☎470・7769 へ。



新型コロナウイルス感染症の影響により 市税の納付が困難な方へ

市税の徴収猶予の「特例制度」が新設されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間、市税（市民税、都民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）の徴収猶予を受けることができます場合があります。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

※徴収の猶予であり、免除はされません。ご注意ください。

【対象】 次の①・②の両方を満たす方

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）に、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

②一時に納付することが困難であること

申請の方法については、感染拡大防止の観点から、できる限り電話でお問い合わせの上、郵送で申請してください。

詳しくは納税課 ☎470・7730 へ。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

感染症に関する一般的な内容について

- 厚生労働省電話相談窓口 ☎0120・565653
（午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応）
- 都コールセンター ☎0570・550571
（午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も対応）

症状の出た方・感染した疑いのある方

医療機関へかかる前に「帰国者・接触者相談センター」もしくは、かかりつけ医にご相談ください。

【帰国者・接触者相談センター】

- 東京都多摩小平保健所 ☎450・3111
（午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く）
- 都電話相談センター ☎03・5320・4592
（平日午後5時～翌午前9時。土曜・日曜日、祝日は終日対応）

東京都の多言語およびファクス相談窓口

- 多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）相談窓口
☎0570・550571（ナビダイヤル）
（午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も対応）
- 東京都外国人新型コロナ生活相談センター（14言語対応）
☎0120・296・004
（午前10時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く）
- ファクス相談窓口（聴覚障害がある方などからの相談）
ファクス番号03・5388・1396
（午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応）

市の事業などについて（特別定額給付金など）

- 市コロナ対策コールセンター ☎470・1078
（午前9時～午後5時〈正午～午後1時を除く〉。土曜・日曜日、祝日を除く）

特別定額給付金について（給付対象者1人につき10万円給付）

- コールセンター（総務省） ☎0120・260020
（午前9時～午後6時半。土曜・日曜日、祝日も対応）

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

感染拡大に備える改正特別措置法に定める要請・指示などの措置に対する都民の方や事業者の方の疑問・不安への対応と、都の要請などに応じて施設の使用停止に全面的に協力する中小の事業者を支給される協力金についての相談

☎03・5388・0567
（午前9時～午後7時。土曜・日曜日、祝日も対応）

生活福祉資金貸付制度（緊急小口貸付・総合支援資金）特例貸付

- 相談窓口（厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター）
☎0120・46・1999（午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応）
- 受付窓口（市社会福祉協議会総務担当）
☎420・9294（午前8時半～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く）

住居確保給付金

- 相談窓口（厚生労働省コールセンター）☎0120・23・5572
（午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応）
- 受付窓口（市役所福祉総務課）☎470・7749
（午前9時～午後4時〈正午～午後1時を除く〉。土曜・日曜日、祝日を除く）

事業者支援相談窓口

- 中小企業 金融相談窓口（経済産業省）
☎0570・783・183
（午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日も対応）
- 持続化給付金事業コールセンター（経済産業省）
☎0120・115・570（直通）、03・6831・0613（IP電話専用回線）
（午前8時半～午後7時。5月・6月は土曜・日曜日、祝日も対応）

※上記の他の事業者支援窓口については、右のQRコードから市の事業者支援関連ページをご覧ください。

